

みなとみらい21地区62街区における 開発事業者公募の開始について

みなとみらい21地区62街区について、開発事業者公募を開始します。

当街区は、水辺に接しており、ウォーターフロントの立地特性を生かした提案が可能です。

また、これまでも公募を実施してきましたが、今回、建物用途の一部見直しを行ったことで、多様な提案が期待されます。

<62街区概要>

所在	西区みなとみらい六丁目3番2ほか
敷地面積	22,188.34 m ²
開発規模	62街区全体区画とします（区画を分割する開発はできません）。
処分方法	土地売却を基本としますが、定期借地も認めます（護岸背後5m範囲（1,191.17 m ² ）は別途貸付け）。ただし、提案区域内での売却と定期借地の組合せは認めません。 定期借地の借地期間は、20年以上の自由提案とする営業期間に、準備・撤去期間を加えた期間とします。
処分価格	現在、土地価格、定期借地月額支払賃料及び護岸貸付料を算定中のため、公募期間中に公表予定（7月下旬）です。 <参考価格> 平成26年度62街区公募で示した土地価格等（価格時点：平成26年4月1日） 土地価格：9,669,196,785円（460,500円/m ² ） 護岸貸付料：月額205円/m ²
建ぺい率/容積率	80%/400%（建物高さ：最高限度60m）
建物用途	文化、商業、業務施設 ^{※1} 等（住宅等の居住機能は不可） なお、 敷地面積の25%以上 を「展示、観覧又は体験機能の用に供する集客施設」 ^{※2} とします。 また、次の要件をすべて満たすホテルであれば、展示等集客施設と同面積まで当該施設とみなせるものとします。 (1) 客室の平均面積が38 m ² 以上 (2) スイートルームの設置 (3) 複数のレストラン、バンケットルーム、スパ、フィットネス施設、バーの設置 (4) コンシェルジュサービスの実施 ※1 「文化」は、ホール、劇場、博物館、観覧場等を含みます。 「商業」は、物販、飲食、ホテル等を含みます。 「業務」は、本社機能、研究施設、研修施設、営業拠点、学校、病院等を含みます。 ※2 「展示、観覧又は体験機能の用に供する集客施設」とは、観光・エンターテインメントの街づくりによる都心臨海部全体の賑わい・活性化に寄与する施設であって、「展示」「観覧」「体験」機能のいずれかがあればよいものとします。

※今回の見直し箇所は太字で表しています。

<応募手続>

応募者は、登録手続を行った後、事業の提案を行います。

今回の公募に際し、事務局（公募事務：登録等）は、一般社団法人横浜みなとみらい21が行います。

事業予定者の決定等は、本市が行います。

登録受付	平成30年4月27日（金）～平成30年9月14日（金）
提案受付	登録完了後～平成30年9月28日（金）
審査	平成30年10月～12月
事業予定者の決定	平成30年12月

※ 日程は、都合により変更される場合があります。

（上記登録受付期間に登録がないときは、期間を延長する場合があります。）

<募集要項に関するお問合せ及び登録等>

一般社団法人横浜みなとみらい21 (<https://www.ymm21.jp/div/offering.html>)

所 在	横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号 クイーンズスクエア横浜 クイーンモール3階
電話番号	045 (682) 4404
受付時間	土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律に規定する休日」を除く 9時～12時及び13時～16時
備 考	・募集要項等は同法人のウェブサイトに掲載されます（上記アドレス）。 ・郵送等による提出は受け付けませんので、直接持参してください。

<契約方法>

事業予定者は、本市との間で基本計画協議を進めながら、事業予定者決定の翌日から6か月以内に予約契約を締結の上、事業予定者決定の翌日から1年以内に「基本計画協定」及び「土地売買契約又は事業用定期借地権設定契約」を締結することを基本とします。

※ 基本計画協定は、土地売買契約又は事業用定期借地権設定契約に先立ち締結します。

※ 事業予定者決定の翌日から6か月以内に基本計画を策定の上、基本計画協定及び土地売買契約を締結する場合、予約契約を省略することができます。

<案内図>



お問合せ先

港湾局管財第一課担当課長

松波 義治 Tel 045-671-2717

都市整備局みなとみらい21推進課長

白井 正和 Tel 045-671-3501